

御施工(家主)・建設元請のみなさまへ

岐阜県土木建築解体事業協同組合
岐阜県解体・建廃事業協同組合
岐阜県清掃事業協同組合

家屋等建築物の解体・リフォーム工事の前に 『残置物(不要家財)』の 処分が必要です。

建築物解体・リフォームに伴う廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

解体・リフォームする家屋等に残された残置物(不要家財)は「一般廃棄物」、解体・リフォーム工事によって取り壊されたものは「産業廃棄物」と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められています。

この法律では、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」それぞれの処理方法を明確に区分しており、「一般廃棄物」については、市町村もしくは市町村が許可した業者が、「産業廃棄物」については、岐阜県の許可した業者が取り扱うことができます。

※残置物とは…

建築物解体・リフォーム時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物(不要家財など)のことをいいます。一般家屋の解体・リフォームから発生する残置物(不要家財)は一般廃棄物となります。事業所等の解体・リフォームから発生する残置物は廃棄物の性状により、一般廃棄物若しくは産業廃棄物となります。

(平成26年2月3日環境省通知)

残置物(不要家財)の種類の目安は次の通りです

家電製品類	家具・寝具類	趣味用品・その他可燃ごみ
照明器具・電気スタンド	机・椅子	衣類
携帯電話・スマートフォン	テーブル・ソファー	紙・書籍類
電話・FAX	応接セット	遊戯具
扇風機	座椅子	プリンター・コピー機
空気清浄機	カラーBOX	楽器類
ビデオデッキ・各種レコーダー	衣装箱	食器類
ラジカセ・CD・DVDプレイヤー	鏡・鏡台	調理器具
各種ゲーム機	電話台	調理台・レンジ台
加湿器	テレビ台	米びつ
炊飯器	洗面化粧台	自転車・車椅子
電子レンジ	棚(本・戸・食器)	一輪車・三輪車
食器洗乾燥機	ロッカー	芝刈り機
オーブントースター	タンス	ミシン
ホットプレート	カーテン	卓上ガスコンロ
浄水器	カーペット・じゅうたん	鉢・プランター
ポット	ついたて	スーツケース
ストーブ・ファンヒーター	アイロン台	健康器具
ガス湯沸器	下駄箱	傘
ガス台	ベッド	ベビーカー・チャイルドシート
電気こたつ	布団・毛布・座布団	脚立
掃除機	マットレス	ゴルフ用具・スキー用具
ズボンプレッサー	傘立て	スポーツ・アウトドア用品
アイロン 等	キャスター・ハンガー 等	物干し竿・物干し台 等

※作り付けの家具は、解体・リフォーム工事の対象物になります。

家電リサイクル法対象品目

テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)	エアコン(室内機・室外機・ウィンドタイプ)
冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・ワイン庫・冷温庫	洗濯機・衣類乾燥機

- 家電リサイクル対象品目は、家電リサイクル法処理いたしますので、リサイクル券の貼り付けが必要になります。
- 収集運搬料金に別途リサイクル費用が必要となります。
- 一部対象にならないもの（天井埋め込み型のエアコンやプロジェクションテレビ、業務用保冷庫など）もあります。

パソコンリサイクル

パソコン本体(ディスプレイ一体型)	ディスプレイ(CRT・液晶)
-------------------	----------------

- パソコンについては、「資源有効利用促進法」または「小型家電リサイクル法」に基づいて、再資源化が行われております。
- 詳しくは各市町村担当窓口又は一般社団法人パソコン3R推進協会（TEL03-5282-7685 <http://www.pc3r.jp/>）へお問い合わせください。

小型家電リサイクル

- 2013年4月から小型家電リサイクル法がスタートしました。
- ご家庭で使用される幅広い家電製品が対象となっており、市町村ごとに回収対象としている品目が異なりますので、各市町村窓口へお問い合わせください。
- 不要品無料回収業者に、小型家電製品の回収を依頼することは違法です。

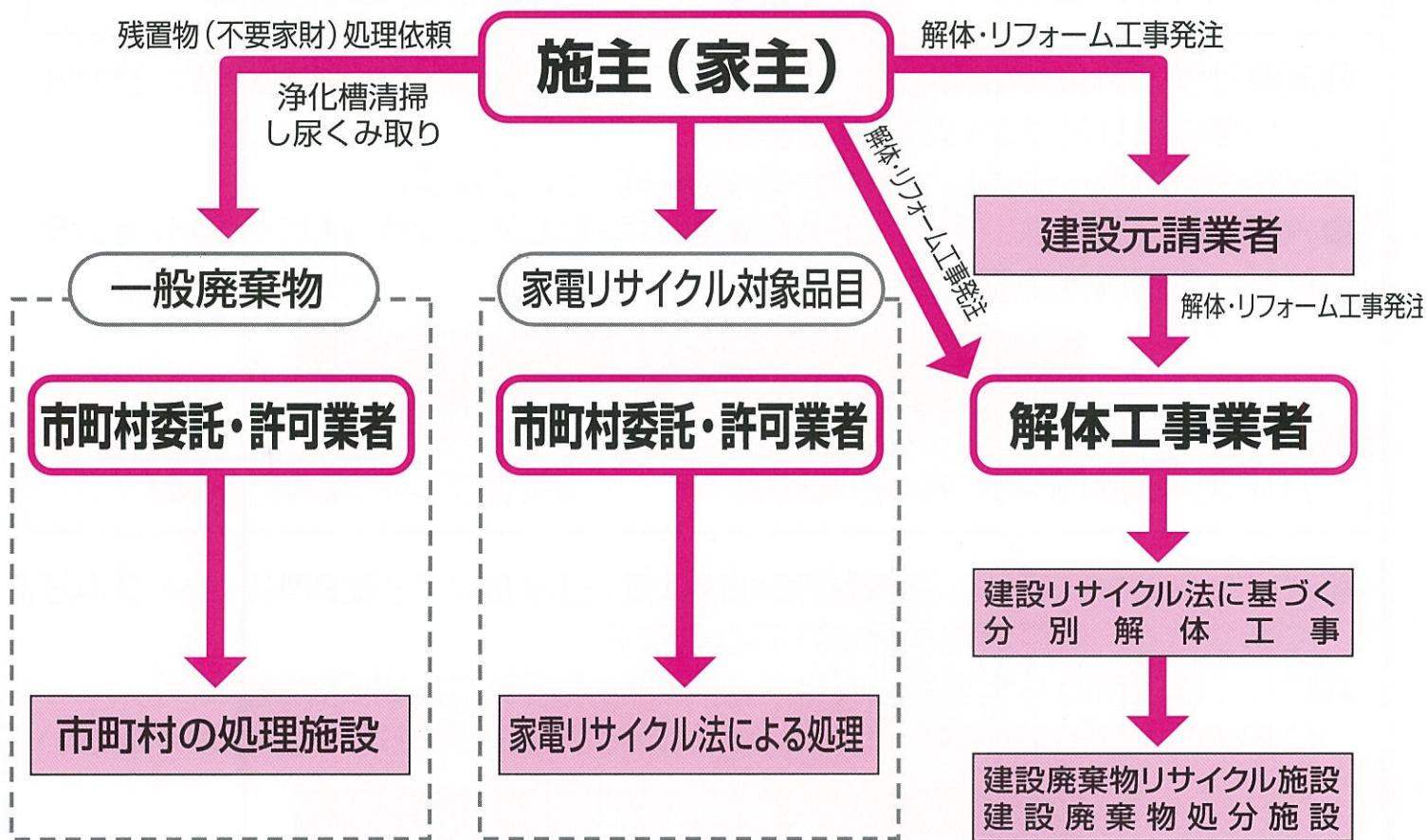
し尿くみ取り・浄化槽のことは
お住まいの市町村にお問い合わせください。

残置物（不要家財）や家電リサイクル法対象廃棄物等の処理方法は、市町村によって取り扱いが異なる場合があります。具体的な取り扱いについては、事前にご相談ください。

岐阜県清掃事業協同組合
連絡先 TEL.058-276-8456

残置物(不要家財)処分から分別解体・リフォーム工事実施への流れ

不要家財などの残置物は解体・リフォーム工事着手前に必ず処理しなければなりません。
解体・リフォーム工事に着手する一週間ほど前に、一般廃棄物処理業者へのご連絡をお願いします。



不要家財処理及び家屋解体工事のご相談は、下記にご連絡ください。

不要家財処理のことは

岐阜県清掃事業協同組合へ
TEL.058-276-8456

家屋解体工事のことは

岐阜県土木建築解体事業協同組合へ
TEL.058-274-3315

岐阜県解体・建廃事業協同組合へ
TEL.058-277-8861

私達は、廃棄物の適正処理推進に協力して取り組んでいます。

※このリーフレットは、岐阜県廃棄物対策課の監修のもと作成しました。

作成日 2014.8